

新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後				改正前			
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表			
〔備考〕 (省略)				〔備考〕 (同左)			
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語
け	<u>計算期間</u>	○第 152 条関係 3	<u>調査日から、おおむね 1 月以内の期間</u>	け	(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
ち	地方税等	○第 26 条関係 1	他の国税、地方税又は公課	ち	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>調査日</u>	<u>第 152 条関係 1 の(2)</u>	<u>滞納者の納付能力を判定した日</u>		(同左)	(同左)	(同左)
ふ	(省略)	(省略)	(省略)	ふ	(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
	分割承継法人	第 15 条関係 9 の(1)	法人税法第 2 条第 12 号の 10 (分社型分割) に規定する分社型分割		(同左)	(同左)	(同左)
	<u>分割納付期限</u>	<u>第 151 条関係 13 - 2 の(1)</u>	<u>猶予に係る金額を分割して納付させるための各納付期限</u>		(新設)	(新設)	(新設)
<u>分割納付金額</u>	<u>第 151 条関係 13 - 2 の(1)</u>	<u>分割納付期限ごとの納付金額</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">国税徴収法基本通達主要項目目次</p> <p style="text-align: center;">第6章 滞納処分に関する猶予及び停止等</p> <p style="text-align: center;">第1節 換価の猶予</p> <p style="text-align: center;">第151条関係 <u>職権による換価の猶予の要件等</u></p> <p>滞納者 換価の猶予の要件 (削除) 猶予の効果 会社更生法による換価の猶予 <u>猶予調査のために必要な書類の提出</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第151条の2関係 申請による換価の猶予の要件等</u></p> <p><u>滞納者</u> <u>換価の猶予の要件</u> <u>猶予の効果</u></p>	<p style="text-align: center;">国税徴収法基本通達主要項目目次</p> <p style="text-align: center;">第6章 滞納処分に関する猶予及び停止等</p> <p style="text-align: center;">第1節 換価の猶予</p> <p style="text-align: center;">第151条関係 換価の猶予の要件等</p> <p>滞納者 換価の猶予の要件 <u>猶予金額</u> 猶予の効果 会社更生法による換価の猶予 (新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="353 272 896 300">第152条関係 換価の猶予に係る分割納付、通知等</p> <p data-bbox="197 371 295 399"><u>猶予金額</u></p> <p data-bbox="197 419 295 446"><u>分割納付</u></p> <p data-bbox="188 467 255 494">(削除)</p> <p data-bbox="188 515 255 542">(削除)</p> <p data-bbox="197 563 412 590"><u>換価の猶予の取消し</u></p>	<p data-bbox="1330 272 1872 300">第152条関係 換価の猶予に係る分割納付、通知等</p> <p data-bbox="1173 371 1366 399"><u>換価の猶予の期間</u></p> <p data-bbox="1173 419 1227 446"><u>担保</u></p> <p data-bbox="1173 467 1366 494"><u>換価の猶予の通知</u></p> <p data-bbox="1173 515 1321 542"><u>果実の収取等</u></p> <p data-bbox="1173 563 1388 590"><u>換価の猶予の取消し</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2条関係 定義</p> <p>(滞納処分に関する猶予)</p> <p>19 法第2条第10号本文の「滞納処分に関する猶予」とは、<u>法第151条第1項及び第151条の2第1項《換価の猶予の要件等》</u>の規定による換価の猶予をいう。</p> <p>なお、会社更生法第169条第1項《租税等の請求権の取扱い》の規定による換価の猶予に係る期限については、法第2条第10号本文の「滞納処分に関する猶予」に係る期限に準ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2条関係 定義</p> <p>(滞納処分に関する猶予)</p> <p>19 法第2条第10号本文の「滞納処分に関する猶予」とは、法第151条第1項《換価の猶予の要件》の規定による換価の猶予をいう。</p> <p>なお、会社更生法第169条第1項《租税等の請求権の取扱い》の規定による換価の猶予に係る期限については、法第2条第10号本文の「滞納処分に関する猶予」に係る期限に準ずるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第14条関係 担保を徴した国税の優先</p> <p>担保財産があるとき</p> <p>(担保提供に関する規定)</p> <p>1 国税についての担保の提供に関する法律の規定としては、おおむね次に掲げるものがある。</p> <p>(1) 納税の猶予、納期限の延長等の場合</p> <p>通則法第46条第5項《納税の猶予の場合の担保の徴取》、第52条第6項《納税の猶予等の保証人についての準用》、法第32条第3項《納税の猶予等の第二次納税義務者についての準用》、第152条第3項、第4項《換価の猶予に係る分割納付、通知等》、<u>租税特別措置法第66条の4の2第2項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》</u>、第68条の88の2第2項《連結法人の国外関連者との取引に</p>	<p style="text-align: center;">第14条関係 担保を徴した国税の優先</p> <p>担保財産があるとき</p> <p>(担保提供に関する規定)</p> <p>1 国税についての担保の提供に関する法律の規定としては、おおむね次に掲げるものがある。</p> <p>(1) 納税の猶予、納期限の延長等の場合</p> <p>通則法第46条第5項《納税の猶予の場合の担保の徴取》、<u>租税特別措置法第70条の4第1項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予》</u>、<u>第70条の6第1項《農地等についての相続税の納税猶予》</u>、<u>通則法第52条第6項《納税の猶予等の保証人についての準用》</u>、法第32条第3項《納税の猶予等の第二次納税義務者についての準用》、第152条《換価の猶予に係る分割納付、通知等》、消費税法第51条《引取</p>

改正後	改正前
<p>係る課税の特例に係る納税の猶予及び免除)、第70条の4第1項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除等》、第70条の6第1項《農地等についての相続税の納税猶予》、消費税法第51条《引取りに係る課税貨物についての納期限の延長》、酒税法第30条の6《納期限の延長》、たばこ税法第22条《納期限の延長》、揮発油税法第13条《納期限の延長》、地方揮発油税法第8条第1項《担保の提供》、石油ガス税法第20条《納期限の延長》、石油石炭税法第18条《納期限の延長》、所得税法第132条第2項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》、相続税法第38条第4項《相続税及び贈与税の延納の場合の担保の提供》</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第32条関係 第二次納税義務の通則</p> <p>(納税の猶予)</p> <p>13 法第32条第3項の規定により通則法第46条第1項第1号及び第2号《災害に係る納税の猶予の要件》並びに通則令第15条の2第1項《納税の猶予の申請書の記載事項》の規定を準用するに当たっては、次のとおり読み替える。</p> <p>なお、通則法第46条第1項第3号及び第3項《納税の猶予の要件》の規定は、準用されない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第47条関係 差押えの要件</p>	<p>りに係る課税貨物についての納期限の延長》、酒税法第30条の6《納期限の延長》、たばこ税法第22条《納期限の延長》、揮発油税法第13条《納期限の延長》、地方揮発油税法第8条第1項《担保の提供》、石油ガス税法第20条《納期限の延長》、石油石炭税法第18条《納期限の延長》、所得税法第132条第2項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》、相続税法第38条第4項《相続税及び贈与税の延納の場合の担保の提供》</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第32条関係 第二次納税義務の通則</p> <p>(納税の猶予)</p> <p>13 法第32条第3項の規定により通則法第46条第1項第1号、第2号《災害に係る納税の猶予の要件》及び通則令第15条第1項《納税の猶予の申請書の記載事項》の規定を準用するに当たっては、次のとおり読み替える。</p> <p>なお、通則法第46条第1項第3号及び第3項《納税の猶予の要件》の規定は、準用されない。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第47条関係 差押えの要件</p>

改正後	改正前
<p>差押えができない場合</p> <p>16 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる期間内は、新たな差押えをすることができない。</p> <p>なお、納税者が、保全差押金額又は繰上保全金額に相当する担保を提供して、保全差押え等をしないことを求めたときは差押えをすることができず（法第 159 条第 4 項、通則法第 38 条第 4 項）、また、換価の猶予に伴い差押えを猶予した場合又は不服申立てに伴い差押えを猶予した場合には差押えをすることができない（<u>法第 152 条</u>第 2 項、通則法第 105 条第 3 項、第 6 項）。</p> <p>(1) 納税の猶予をしている場合（通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで、第 48 条、会社更生法第 169 条第 1 項等）又は徴収の猶予をしている場合（通則法第 23 条第 5 項、第 105 条第 2 項、第 6 項、所得税法第 118 条、相続税法第 40 条第 1 項、第 42 条第 29 項、資産再評価法第 87 条第 5 項、会社更生法第 169 条第 1 項等） その猶予に係る国税につきその猶予期間</p> <p>(2)～(7) （省略）</p>	<p>差押えができない場合</p> <p>16 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる期間内は、新たな差押えをすることができない。</p> <p>なお、納税者が、保全差押金額又は繰上保全金額に相当する担保を提供して、保全差押え等をしないことを求めたときは差押えをすることができず（法第 159 条第 4 項、通則法第 38 条第 4 項）、また、換価の猶予に伴い差押えを猶予した場合又は不服申立てに伴い差押えを猶予した場合には差押えをすることができない（<u>法第 151 条</u>第 2 項、通則法第 105 条第 3 項、第 6 項）。</p> <p>(1) 納税の猶予をしている場合（通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで、第 48 条、会社更生法第 169 条第 1 項）又は徴収の猶予をしている場合（通則法第 23 条第 5 項、第 105 条第 2 項、第 6 項、所得税法第 118 条、相続税法第 40 条第 1 項、第 42 条第 29 項、資産再評価法第 87 条第 5 項、会社更生法第 169 条第 1 項等） その猶予に係る国税につきその猶予期間</p> <p>(2)～(7) （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第 79 条関係 差押えの解除の要件</p>	<p style="text-align: center;">第 79 条関係 差押えの解除の要件</p>
<p>他の規定による差押えの解除</p> <p>10 差押えの解除には、法第 79 条の規定によるもののほか、法第 50 条第 2 項若しくは第 4 項《差押換えの請求等に基づく差押解除》、第 51 条第 3 項《差押換えの請求に基づく差押解除》、<u>第 152 条</u>第 2 項《換価の猶予に係る差押解除》、第 153 条第 3 項《滞納処分の停止に係る差押解除》、第 159 条第 5 項若しくは第 6 項《保全差押えに係る差押解除》、通則法第 48 条第 2 項《納税の猶予に係る差押解除》又は第 105 条第 3 項若し</p>	<p>他の規定による差押えの解除</p> <p>10 差押えの解除には、法第 79 条の規定によるもののほか、法第 50 条第 2 項若しくは第 4 項《差押換えの請求等に基づく差押解除》、第 51 条第 3 項《差押換えの請求に基づく差押解除》、<u>第 151 条</u>第 2 項《換価の猶予に係る差押解除》、第 153 条第 3 項《滞納処分の停止に係る差押解除》、第 159 条第 5 項若しくは第 6 項《保全差押えに係る差押解除》、通則法第 48 条第 2 項《納税の猶予に係る差押解除》又は第 105 条第 3 項若し</p>

改正後	改正前
<p>くは第6項《不服申立てに係る差押解除》等の規定によるものがある。</p> <p style="text-align: center;">第89条関係 換価する財産の範囲</p> <p>換価ができない場合</p> <p>6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに掲げる期間内は、換価をすることができない。</p> <p>なお、果実等については、法第90条第1項及び第2項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 法第151条第1項又は第151条の2第1項《換価の猶予の要件》の規定による換価の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間</p> <p>(6)～(18) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第145条関係 出入禁止</p> <p>(滞納者を代理する権限を有する者)</p> <p>4 法第145条第4号の「国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者」とは、課税標準等の申告、納税の猶予又は換価の猶予等の申請、不服申立て又は訴えの提起等、税務に関する事項について、契約又は法律により滞納者に代理してその行為ができる者をいい、例えば、その滞納者から委任を受けた税理士、弁護士、納税管理人等又は法律の規定により定められた親権者、後見人、破産管財人等をい</p>	<p>くは第6項《不服申立てに係る差押解除》等の規定によるものがある。</p> <p style="text-align: center;">第89条関係 換価する財産の範囲</p> <p>換価ができない場合</p> <p>6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに掲げる期間内は、換価をすることができない。</p> <p>なお、果実等については、法第90条第1項及び第2項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 法第151条第1項《換価の猶予の要件》の規定による換価の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間</p> <p>(6)～(18) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第145条関係 出入禁止</p> <p>(滞納者を代理する権限を有する者)</p> <p>4 法第145条第4号の「国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者」とは、課税標準等の申告、納税の猶予等の申請、不服申立て又は訴えの提起等、税務に関する事項について、契約又は法律により滞納者に代理してその行為ができる者をいい、例えば、その滞納者から委任を受けた税理士、弁護士、納税管理人等又は法律の規定により定められた親権者、後見人、破産管財人等をいう（民法第820</p>

改正後	改正前
<p>う（民法第 820 条、第 824 条、第 857 条、第 859 条、破産法第 78 条等参照）。</p> <p>第 151 条関係 <u>職権による換価の猶予の要件等</u></p> <p>滞納者</p> <p>1 法第 151 条の「滞納者」には、<u>次に掲げる者は含まれない。</u></p> <p>(1) <u>通則法第 38 条第 3 項《繰上保全差押え》の規定の適用を受ける者</u></p> <p>(2) <u>通則法第 52 条第 1 項《担保の処分》の規定により処分を受ける担保財産の所有者である物上保証人</u></p> <p>(3) <u>徴収法第 24 条第 1 項《譲渡担保権者からの徴収》の規定の適用を受ける譲渡担保権者</u></p> <p>(4) <u>徴収法第 159 条第 1 項《保全差押え》の規定の適用を受ける納税義務があると認められる者</u></p> <p>換価の猶予の要件</p> <p>（納税についての誠実な意思）</p> <p>2 法第 151 条第 1 項の「納税について誠実な意思を有する」とは、<u>滞納者が、現在においてその滞納に係る国税を優先的に納付する意思を有していることをいう。</u></p> <p><u>納税についての誠実な意思の有無の判定は、従来において期限内に納付していたこと、過去に納税の猶予又は換価の猶予等を受けた場合において確実に分割納付を履行していたこと、滞納国税の早期完納に向けた経費の節約、借入の返済額の減額、資金調達等の努力が適切になされていることなどの事情を考慮して行う。この場合においては、過去のほ脱の行為又は滞納の事実のみで納税についての誠実な意思の有無を判定する</u></p>	<p>条、第 824 条、第 857 条、第 859 条、破産法第 78 条等参照）。</p> <p>第 151 条関係 換価の猶予の要件等</p> <p>滞納者</p> <p>1 法第 151 条の「滞納者」には、<u>通則法第 38 条第 3 項《繰上保全差押え》の規定の適用を受ける納税者、同法第 52 条第 1 項《担保の処分》の規定により処分を受ける担保財産の所有者である物上保証人、法第 24 条第 1 項《譲渡担保権者からの徴収》の規定の適用を受ける譲渡担保権者及び法第 159 条第 1 項《保全差押え》の規定の適用を受ける納税義務があると認められる者は、含まれない。</u></p> <p>換価の猶予の要件</p> <p>（納税についての誠実な意思）</p> <p>2 法第 151 条第 1 項の「納税について誠実な意思を有すると認められる」かどうかは、<u>従来において期限内に納税していたかどうか、納税の猶予、換価の猶予等の場合に確実に分納を履行したかどうか等を参考として判定するものとする。この場合においては、過去にはほ脱の行為又は滞納の事実等があっても、現在において誠実な納税の意思を有していると認められるかどうかにより判定する。</u></p>

改正後	改正前
<p>のではなく、現在における滞納国税の早期完納に向けた取組も併せて考慮した上で判定する。</p> <p>(事業継続の困難)</p> <p>3 法第 151 条第 1 項第 1 号の「事業の継続を困難にするおそれがあるとき」とは、<u>事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお差押財産を換価することにより、事業を休止し、又は廃止させるなど、その滞納者の事業の継続を困難にするおそれがある場合をいう。</u></p> <p>(生活維持の困難)</p> <p>4 法第 151 条第 1 項第 1 号の「生活の維持を困難にするおそれがあるとき」とは、<u>差押財産を換価することにより、滞納者の必要最低限の生活費程度の収入が期待できなくなる場合をいう。</u></p> <p>(国税の徴収上有利)</p> <p>5 法第 151 条第 1 項第 2 号の「国税の徴収上有利であるとき」とは、次のいずれかに該当するときをいう。</p> <p>(1) 滞納者の財産のうち滞納処分ができる<u>全ての</u>財産につき滞納処分を執行したとしても、その徴収することができる金額が徴収しようとする国税に不足すると認められる場合であって、換価処分を執行しないこととした場合には、その猶予期間内に新たな滞納を生ずることなく、その猶予すべき国税の全額を徴収することができる<u>と認められるとき。</u></p> <p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>(事業継続の困難)</p> <p>3 法第 151 条第 1 項第 1 号の「事業の継続を困難にするおそれがあるとき」とは、<u>事業の不要不急の資産を処分する等事業経営の合理化を行った後においても、なお差押財産を換価するとその滞納者の事業の継続を困難にするおそれがあると認められる場合をいう。</u></p> <p>(生活維持の困難)</p> <p>4 法第 151 条第 1 項第 1 号の「生活の維持を困難にするおそれがあるとき」とは、<u>必要な生計費程度の収入が期待できなくなる場合をいう。</u></p> <p>(国税の徴収上有利)</p> <p>5 法第 151 条第 1 項第 2 号の「国税の徴収上有利であるとき」とは、次のいずれかに該当するときをいう。</p> <p>(1) 滞納者の財産のうち滞納処分ができる<u>すべての</u>財産につき滞納処分を執行したとしても、その徴収することができる金額が徴収しようとする国税に不足すると認められる場合であって、換価処分を執行しないこととした場合には、その猶予期間内に新たな滞納を生ずることなく、その猶予すべき国税の全額を徴収することができる<u>と認められるとき。</u></p> <p>(2)・(3) (同左)</p>

改正後	改正前
<p><u>(猶予期間)</u></p> <p>5-2 法第151条第1項の規定による換価の猶予をする期間は、1年を限度として、<u>滞納者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当な金額で分割して納付した場合において、その猶予に係る国税を完納することができる最短期間とする。</u></p> <p><u>(納税の猶予等との関係)</u></p> <p>6 法第151条第1項の「<u>国税通則法第46条第1項から第3項まで(納税の猶予の要件等)又は次条第1項の規定の適用を受けているものを除く</u>」とは、これらの規定により<u>現に納税の猶予又は申請による換価の猶予をしている国税</u>については、法第151条第1項の規定による換価の猶予をしないことをいう。</p> <p><u>(第1号と第2号の関係)</u></p> <p>6-2 法第151条第1項第1号の規定による換価の猶予をした国税について、改めて同号の規定による換価の猶予をすることはできない。ただし、同号の規定による換価の猶予をした国税について、その猶予期間が終了した後、その滞納者が同項第2号に該当する場合は、同号の規定による換価の猶予をすることができる。</p> <p><u>なお、法第151条第1項第2号の規定による換価の猶予をした国税についても、同様である。</u></p> <p>7 削除</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(納税の猶予との関係)</u></p> <p>6 法第151条第1項の「<u>国税通則法第46条第1項から第3項まで(納税の猶予)</u>」の規定の適用を受けているものを除く」とは、これらの規定により<u>現実に納税の猶予をしている場合におけるその猶予金額</u>については、法第151条の規定による換価の猶予をしないことをいう。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(申請に基づかないこと)</u></p> <p>7 法第151条第1項の「<u>換価を猶予することができる</u>」とは、滞納者の申請に基づかないで、<u>税務署長が職権をもって換価の猶予をすることができることをいう。したがって、滞納者は、換価の猶予を受けないことについて、不服申立て又は訴えの提起をすることができない。</u></p>

改正後	改正前
<p>8 <u>削除</u></p> <p>猶予の効果 (差押えとの関係)</p> <p>9 換価の猶予をした場合は、既にした差押財産についての差押えは解除せず、また、<u>督促及び新たな差押えをすることもできる</u> (法第 152 条第 2 項、第 3 項)。</p> <p>(参加差押え等)</p> <p>10 換価の猶予をした場合において、猶予に係る国税につき既にした参加差押え又は交付要求を取り消す必要がないことはもちろん、新たに参加差押え若しくは交付要求をし、又は過誤納金等若しくは交付要求に係る受入金をその猶予に係る国税に充てること<u>ができる</u>。</p> <p>(延滞税の免除)</p> <p>11 換価の猶予をした場合には、原則として、猶予した国税に係る延滞税のうち、その猶予期間に対応する部分の金額の 2 分の 1 に相当する金額を<u>免除する</u> (通則法第 63 条第 1 項。なお、租税特別措置法第 94 条第 2 項《延滞税の割合の特例》の規定によりその額を超える額について免除できる場合には、その超える額に相当する額も免除する。)</p>	<p><u>猶予金額</u></p> <p>8 <u>換価を猶予することができる金額は、法第 151 条第 1 項第 1 号の規定による場合は、滞納に係る国税のうち、財産の換価によりその事業の継続又は生活の維持を困難にすることなく徴収することができる金額以外の金額とし、法第 151 条第 1 項第 2 号の規定による場合は、滞納に係る国税のうち、直ちに換価をしないことが徴収上有利であると認められる金額とする。</u></p> <p>猶予の効果 (差押えとの関係)</p> <p>9 換価の猶予をした場合は、既にした差押財産についての差押えは解除せず、また、<u>新たな差押えをすることもできる</u>。</p> <p>(参加差押え等)</p> <p>10 換価の猶予をした場合において、猶予に係る国税につき既にした参加差押え又は交付要求を取り消す必要がないことはもちろん、新たに参加差押え若しくは交付要求をし、又は過誤納金等若しくは交付要求に係る受入金をその猶予に係る国税に充てることは<u>差し支えない</u>。</p> <p>(延滞税の免除)</p> <p>11 換価の猶予をした場合には、原則として、猶予した国税に係る延滞税のうち、その猶予期間に対応する部分の金額の 2 分の 1 に相当する金額を<u>免除し</u> (通則法第 63 条第 1 項。なお、租税特別措置法第 94 条第 2 項《延滞税の割合の特例》の規定によりその額を超える額について免除できる場合には、その超える額に相当する額も免除する。)</p>

改正後	改正前
<p>また、残余の部分について、一定の事由に該当するときは、猶予期間に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として、さらに免除することができる（<u>通則法第 63 条第 3 項</u>）。</p>	<p>また、残余の部分について、一定の事由に該当するときは、猶予期間に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として、さらに免除することができる（<u>同法第 63 条第 3 項</u>）。</p>
<p>（時効の停止）</p>	<p>（時効の停止）</p>
<p>12 換価の猶予をした場合における国税の徴収権の時効は、その猶予に係る部分の国税（その国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）<u>につき</u>、その猶予されている期間内は進行しない（通則法第 73 条第 4 項）。</p>	<p>12 換価の猶予をした場合における国税の徴収権の時効は、その猶予に係る部分の国税（その国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）<u>については</u>、その猶予されている期間内は進行しない（通則法第 73 条第 4 項）。</p>
<p>会社更生法による換価の猶予</p>	<p>会社更生法による換価の猶予</p>
<p>13 会社更生法に基づく換価の猶予は、法第 151 条の換価の猶予と同様の性質を有するものであるが、その内容、効果等は会社更生法の規定によるものであって、<u>同条の規定</u>によるものとは異なる（会社更生法第 169 条、第 199 条、第 201 条参照）。</p>	<p>13 会社更生法に基づく換価の猶予は、法第 151 条の換価の猶予と同様の性質を有するものであるが、その内容、効果等は会社更生法の規定によるものであって、<u>法第 151 条の規定</u>によるものとは異なる（会社更生法第 169 条、第 199 条、第 201 条参照）。</p>
<p>なお、会社更生法に基づく換価の猶予については、次のことに留意する。 (1)～(3) （省略）</p>	<p>なお、会社更生法に基づく換価の猶予については、次のことに留意する。 (1)～(3) （同左）</p>
<p><u>猶予調査のために必要な書類の提出</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>（書類の提出を求めることができる場合）</p>	
<p>13-2 <u>法第 151 条第 2 項の「必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合をいう。</u></p>	
<p>(1) <u>換価の猶予又は猶予期間の延長をするに当たって、換価の猶予の要件を充足するかどうかを判断するため、又は猶予する金額、期間のほか、猶予に係る金額を分割して納付させるための各納付期限（以下第 152 条関係までにおいて「分割納付期限」という。）及び分割納付期限ごとの納付金額（以下第 152 条関係までにおいて「分割納付金額」という。）を定めるために、滞納者の現在の資産及び負</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>債の状況並びに今後の収入及び支出の見込み等を調査する必要があると認める場合</u></p> <p><u>(2) 担保を提供させる必要があると認める場合</u></p> <p><u>(分割納付のために必要な書類)</u></p> <p><u>13-3 法第 151 条第 2 項の「分割して納付させるために必要となる書類」とは、分割納付期限及び分割納付金額が記載された書類をいう。この書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p><u>(書類の提出との関係)</u></p> <p><u>13-4 法第 151 条第 2 項の税務署長の求めに応じて提出された書類は、税務署長が職権により同条第 1 項の規定による換価の猶予をするに当たり、その判断の参考とするものであり、その書類を提出したことをもって同項の規定による換価の猶予がなされるものではない。</u></p> <p><u>(注) 滞納者は、法第 151 条第 2 項の書類を提出した場合であっても、税務署長が換価の猶予を適用しないことについて、不服申立て又は訴えの提起をすることができないことに留意する。</u></p> <p>第 151 条の 2 関係 <u>申請による換価の猶予の要件等</u></p> <p><u>滞納者</u></p> <p><u>1 法第 151 条の 2 の「滞納者」は、第 151 条関係 1 と同様である。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>換価の猶予の要件</u></p> <p><u>(納税についての誠実な意思)</u></p> <p>2 <u>法第 151 条の 2 第 1 項の「納税について誠実な意思を有する」とは、第 151 条関係 2 と同様である。</u></p> <p><u>(事業継続の困難)</u></p> <p>3 <u>法第 151 条の 2 第 1 項第 1 号の「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお国税を一時に納付することにより、事業を休止し、又は廃止させるなど、その滞納者の事業の継続を困難にするおそれがある場合をいう。</u></p> <p><u>(生活維持の困難)</u></p> <p>4 <u>法第 151 条の 2 第 1 項第 1 号の「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、国税を一時に納付することにより、滞納者の必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいう。</u></p> <p><u>(納期限)</u></p> <p>5 <u>法第 151 条の 2 第 1 項の「納期限」とは、通則法第 37 条第 1 項に規定する納期限をいう（通則法第 37 条第 1 項、法第 2 条第 9 号、第 2 条関係 13 参照）。</u></p> <p><u>(申請期限と滞納処分の関係)</u></p> <p>6 <u>法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予の申請期間（納期限から 6 月）内であっても、滞納に係る国税につき差押え等の滞納処分をすることは妨げられない（法第 47 条第 1 項参照）。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(猶予期間)</u></p> <p>7 <u>法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予をする期間は、1 年を限度として、滞納者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当な金額で分割して納付した場合において、その猶予に係る国税を完納することができる認められる最短期間とする。</u></p> <p><u>(猶予期間の始期)</u></p> <p>8 <u>法第 151 条の 2 第 1 項の規定による換価の猶予の期間の始期は、換価の猶予の申請書が提出された日とする。ただし、その日が猶予を受けようとする国税の法定納期限以前の日であるときは、法定納期限の翌日とする。</u></p> <p><u>(他の国税の滞納)</u></p> <p>9 <u>法第 151 条の 2 第 2 項の「換価の猶予の申請に係る国税以外の国税の滞納」とは、換価の猶予の申請に係る国税以外の国税であって、納期限（5 参照）までに納付されていないものをいう。ただし、次に掲げる国税を除く。</u></p> <p>(1) <u>納税の猶予又は換価の猶予の申請中の国税</u></p> <p>(2) <u>現に納税の猶予又は換価の猶予を受けている国税（その猶予に係る国税以外の国税が滞納となったことにより、通則法第 49 条第 1 項第 4 号（法第 152 条第 3 項又は第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その納税の猶予又は換価の猶予が取り消されることとなる場合の国税を除く。）</u></p> <p><u>(納税の猶予との関係)</u></p> <p>10 <u>法第 151 条の 2 第 1 項の「国税通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで（納税の猶予の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>要件等)の適用を受けているものを除く」とは、これらの規定により現に納税の猶予をしている国税については、法第 151 条の 2 の規定による換価の猶予をしないことをいう。</u></p> <p><u>(職権による換価の猶予との関係)</u></p> <p>11 <u>法第 151 条の 2 の規定による換価の猶予をした国税について、その猶予期間が終了した後、その猶予を受けていた滞納者が法第 151 条の規定による換価の猶予の要件に該当するときは、同条の規定による換価の猶予をすることができる。</u></p> <p><u>猶予の効果</u></p> <p>12 <u>法第 151 条の 2 に規定する換価の猶予の効果は、第 151 条関係 9 から 12 までと同様である。</u></p> <p style="text-align: center;">第 152 条関係 換価の猶予に係る分割納付、通知等</p> <p><u>猶予金額</u></p> <p><u>(納付困難な金額)</u></p> <p>1 <u>換価の猶予をすることができる金額は、納付を困難とする金額として、次の(1)の額から(2)の額を控除した残額を限度とする (法第 152 条第 1 項、令第 53 条第 3 項)。</u></p> <p>(1) <u>納付すべき国税の額</u></p> <p>(2) <u>滞納者の納付能力を判定した日 (以下第 152 条関係において「調査日」という。)において滞納者が有する現金、預貯金その他の換価の容易な財産の価額に相当する金額から、それぞれ次に定める額 (3 及び 4 に従って計算し、当該金額が 0 円に満たな</u></p>	<p style="text-align: center;">第 152 条関係 換価の猶予に係る分割納付、通知等</p> <p><u>換価の猶予の期間</u></p> <p><u>(分割納付)</u></p> <p>1 <u>換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることができる (法第 152 条前段、通則法第 46 条第 4 項)。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>い場合には0円とする。)を控除した残額</u></p> <p><u>イ 滞納者が法人の場合には、その事業の継続のために当面必要な運転資金の額</u></p> <p><u>ロ 滞納者が個人の場合には、次に掲げる額の合計額</u></p> <p><u>(イ) 滞納者及び滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額(滞納者が負担すべきものに限る。)</u></p> <p><u>(ロ) 滞納者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額</u></p> <p><u>(換価の容易な財産)</u></p> <p>2 <u>令第53条第3項第2号の「換価の容易な財産」とは、事業の継続又は生活の維持のために必要と認められない財産のうち、売却等により金銭に換えることが容易なものであって、例えば、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(1) 取引所のある株式、公社債その他の有価証券であって、速やかに売却等の処分をすることができるもの</u></p> <p><u>(2) 投資信託契約に係る解約金であって、容易にその投資信託契約を解除できるもの</u></p> <p><u>(事業の継続のために当面必要な運転資金の額)</u></p> <p>3 <u>令第53条第3項第2号イ及びロの「事業の継続のために当面必要な運転資金の額」とは、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額をいう。</u></p> <p><u>なお、商品の仕入から販売までの期間が長期にわたる場合、事業維持に必要不可欠な資産の買換えのための資金の積立てを要する場合その他支出が収入を超過するため収支状況にそごを来す時期があると見込まれるといった事情がある場合において、調査日からおおむね1月以内の期間(3及び4において「計算期間」という。)後のために資金手当てをしておかなければ事業を継続することができなくなると認められるときは、必要最小限度の範囲内の所要資金を算定して、事業の継続のために当面必要な運転資金</u></p>	<p><u>(猶予期間の延長)</u></p> <p>2 <u>換価の猶予をした場合において、その猶予をした期間(分割した金額ごとの猶予期間であるときは、その猶予期間)内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その猶予期間を延長することができるが、その期間は、既に換価の猶予をした期間と併せて2年を超えることができない(法第152条前段、通則法第46条第7項)。</u></p> <p><u>なお、猶予期間の延長については、滞納者の申請を要件としない(法第152条後段)。</u></p> <p><u>(やむを得ない理由)</u></p> <p>3 <u>猶予期間の延長をする場合における「やむを得ない理由」とは、納付することができないことが納税者の責めに帰すことができない場合のその理由をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>の額に加算することができる。</u></p> <p>(1) <u>計算期間における滞納者の事業の継続のために必要不可欠な支出の額</u></p> <p>(2) <u>計算期間における事業収入その他の収入に係る金額</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額)</u></p> <p>4 <u>令第 53 条第 3 項第 2 号口の「生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額」とは、計算期間において支出する滞納者及び滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費に相当する金額とする。</u></p> <p><u>なお、納税者の事業等による収入などの状況を踏まえ、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ生活を維持することができなくなると認められる場合は、必要最小限度の所要資金を算定して、生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額に加算することができる。</u></p> <p><u>(親族)</u></p> <p>5 <u>令第 53 条第 3 項第 2 号口の「親族」とは、民法第 725 条各号《親族の範囲》に掲げる六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいう。</u></p> <p><u>なお、婚姻又は縁組の届出をしていないが、事実上、滞納者と婚姻関係又は養親子関係にある者は、親族と同様に取り扱うものとする（執行法第 97 条第 1 項参照）。</u></p> <p>分割納付</p> <p><u>(各月において分割納付しないやむを得ない事情)</u></p>	<p><u>担保</u></p> <p>4 <u>換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、猶予税額が 50 万円以下である場合、通則法第 50 条各号《担保の種類》に掲げる担保がない場合、担保を徴することにより事業の継続又は生計の維持に著しい支障を与えると認められる場合等においては、担保を徴さないことができる（法第 152 条前段、通則法第 46 条第 5 項）</u></p> <p><u>(納付委託との関係)</u></p> <p>5 <u>滞納者が通則法第 55 条第 1 項《納付委託》の規定による納付委託をしたことにより、担保の提供の必要がないと認められるに至ったときは、その認められる限度において、担保の提供があったものとしてすることができる（同法第 55 条第 4 項）。</u></p> <p><u>なお、上記の「必要がないと認められるに至ったとき」とは、納付委託を受けた証券の取立てが最近において特に確実であって、不渡りとなるおそれが全くないため、委託に係る国税が確実に徴収できると認められるとき等をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(担保と差押えとの関係)</u></p>

改正後	改正前
<p>6 <u>法第 152 条第 1 項の「やむを得ない事情があると認めるとき」とは、分割して納付をしようとする月において、7 の合理的かつ妥当な金額が算出されないときをいう。この場合において、税務署長は、換価の猶予をする期間において分割納付金額が算出される月を指定して、分割納付をさせるものとする。</u></p> <p><u>(合理的かつ妥当な金額)</u></p> <p>7 <u>法第 152 条第 1 項の「それぞれの月において合理的かつ妥当なもの」とは、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にすることなく猶予期間内の各月において納付することができる金額であって、かつ、その猶予に係る国税を最短の期間で完納することができる金額をいう。</u></p> <p><u>換価の猶予の取消し</u></p> <p><u>(取消し等の手続)</u></p> <p>8 <u>換価の猶予の取消し又は猶予期間の短縮をする場合には、弁明を聴取することを要しない（法第 152 条第 3 項、第 4 項、通則法第 49 条第 2 項参照）。</u></p>	<p>6 <u>担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき差し押さえた財産があるときは、その担保の額は、その猶予する金額から差押財産の価額（差押国税に優先する債権の額を控除した価額）を控除した額を担保するのに必要な範囲に限られる（法第 152 条前段、通則法第 46 条第 6 項）。</u></p> <p><u>換価の猶予の通知</u></p> <p>7 <u>換価の猶予をし、又は換価の猶予の期間を延長したときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項（例えば、換価の猶予又は猶予期間の延長に係る国税の年度、税目及び納期限）を滞納者に通知しなければならない（法第 152 条前段、通則法第 47 条）。この書面の様式は、別に定めるところによる。</u></p> <p><u>なお、保証人及び担保財産の所有者（滞納者を除く。）についても、上記と同様に通知するものとする。</u></p> <p><u>果実の収取等</u></p> <p>8 <u>換価の猶予をした場合において、猶予に係る国税につき差し押さえた財産のうちで、天然果実を生ずるものにつき果実を取得したとき、又は有価証券、債権若しくは無体財産権等につき、第三債務者等から給付を受けたときは、次に掲げるところによる。この場合において、第三債務者等が任意に給付しないときは、第三債務者等に対して、支払督促の申立て、強制執行等による強制的な取立てをすることができる。</u></p> <p>(1) <u>取得した天然果実又は第三債務者等から給付を受けた財産が金銭以外のものである場合には、その財産につき滞納処分を執行し、その換価代金等を、法第 129 条《配当の原則》の規定に従い、猶予に係る国税に充てる（法第 152 条前段、通則法第 48 条第 3 項）。</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>(2) 第三債務者等から給付を受けた財産が金銭である場合には、その金銭を、法第 129 条《配当の原則》の規定に従い、猶予に係る国税に充てる（法第 152 条前段、通則法第 48 条第 4 項）。</u></p> <p><u>換価の猶予の取消し</u> <u>（猶予の取消しの要件）</u></p> <p>9 <u>換価の猶予を受けた者が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる（法第 152 条前段、通則法第 49 条第 1 項）。</u></p> <p><u>(1) 通則法第 38 条第 1 項各号《繰上請求》のいずれかに該当する事実がある場合に、その者が猶予に係る国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 1 により分割した金額ごとに定められた猶予期間内に、その金額に相当する国税を納付しないとき。</u></p> <p><u>(3) 換価の猶予に係る国税につき提供された担保について、税務署長が通則法第 51 条第 1 項《担保の変更等》の規定によってした命令に応じないとき。</u></p> <p><u>(4) (1)から(3)までに掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化により猶予を継続することが適当でないと認められるとき（例えば、猶予期限において猶予金額の徴収の見込みがなくなる程度の資力の喪失、業況の好転等により換価の猶予を取り消しても事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがないと認められる事情が生じたとき等）。</u></p> <p><u>（取消しの通知等）</u></p>
(削除)	<p>10 換価の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない（法第 152 条前段、通則法第 49 条第 3 項）。この書面の様式は、別に</p>

改正後	改正前
	<p><u>定めるところによる。</u></p> <p><u>なお、保証人及び担保財産の権利者（滞納者を除く。）についても、同様に通知するものとする。</u></p>